

御注意

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、「給付に現在の住所の市町村長に送付してください」と一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

令和 年 月 日提出	市町村長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地		〒															
				フリガナ																	
				氏名又は名称																	
				代表者の職氏名印		(印)															
				個人番号又は法人番号																	
給与所得者																					
受給者番号(整理番号)		フリガナ																			
		氏名		(旧姓)																	
生年月日		昭和・平成 年 月 日																			
個人番号																					
1月1日現在の住所																					
給与の支払を受けたなくなった後の住所																					
				(ア) 特別徴収税額(年税額) 円																	
				(イ) 徴収済額 円																	
				(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円																	
				異動年月日 年 月 日																	

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
		.	円	円
		.	円	
異 動 者 印		.	円	

氏名		続柄	
住所			
電話			

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市 町村 記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		
フリガナ				月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印			㊞	電話	(内線)	

※市町村記入欄

【提出先】 〓〓〓〓—〓〓〓〓〓〓 〓〓市〓〓〓〓 〓丁目〓番〓号 〓〓市役所〓〓部〓〓課〓〓係

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号		12-34567		※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号		1234			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円 1,200,000	
		3. 普通徴収 理由 異動の事由のとおり		控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000	
※ 「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

給 与 所 得 者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)－(イ)	
123456	氏 名	円 140,000	6 月から	9 月から	× × ・ 8 ・ 31
生 年 月 日	昭和・平成		8 月まで	5 月まで	
個 人 番 号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円	円	
1 月 1 日 現在の住所	〇〇県 × × 市 △ △ 3-2-1		35,600	104,400	
給与の支払を受け なくなった後の住所					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴収予定 月 日
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	・
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・
異 動 者 印	・

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名		
フリガナ			電話		
氏名又は名称			(内線)		
代表者の職氏名印		⑥			

【提出先】 〒▲▲▲▲—▲▲▲▲▲ ●●市●●●● ▲丁目▲番▲号 ●●市役所●●部●●課●●係

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3 1 黒のボールペン又は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 1 「転勤(再就職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3												1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度						
令和××年〇〇月△△日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												特別徴収義務者 指 定 番 号		12-34567		※市町村ごとに異なります						
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事												宛 名 番 号		1234								
			代表者の 職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 ㊟												連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子						
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	電話	000-000-0000 (内線 123)							
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額											
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	円		6 月から		9 月から		××・8・31		① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社都合 ⑧ 退職 ⑨ 退職 ⑩ 退職 ⑪ 退職 ⑫ 退職 ⑬ 退職 ⑭ 退職 ⑮ 退職 ⑯ 退職 ⑰ 退職 ⑱ 退職 ⑲ 退職 ⑳ 退職 ㉑ 退職 ㉒ 退職 ㉓ 退職 ㉔ 退職 ㉕ 退職 ㉖ 退職 ㉗ 退職 ㉘ 退職 ㉙ 退職 ㉚ 退職 ㉛ 退職 ㉜ 退職 ㉝ 退職 ㉞ 退職 ㉟ 退職 ㊱ 退職 ㊲ 退職 ㊳ 退職 ㊴ 退職 ㊵ 退職 ㊶ 退職 ㊷ 退職 ㊸ 退職 ㊹ 退職 ㊺ 退職 ㊻ 退職 ㊼ 退職 ㊽ 退職 ㊾ 退職 ㊿ 退職		円		円		円		円		円		円		円	
123456	氏 名	鈴木 一郎 (旧姓)	140,000		35,600		104,400				9 月分まで納入		1,200,000		控 除 社 会 保 険 料 額											
生 年 月 日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日										9 月分まで納入		60,000													
個 人 番 号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										9 月分まで納入															
1 月 1 日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1										9 月分まで納入															
給与の支払を受け なくなった後の住所											9 月分まで納入															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		氏 名		続 柄		1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)	
①. 異動が令和××年12月31日 までで、申出があったため (8月25日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	住所		2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)		
2. 異動が令和××年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		9・20	104,400 円	104,400 円	電話		3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		
異 動 者 印		鈴木					4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一
括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入 する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒						
フリガナ							
氏名又は名称							
代表者の職氏名印							

【提出先】 〒▲▲▲▲-▲▲▲▲▲ ●●市●●●● ▲丁目▲番▲号 ●●市役所●●部●●課●●係

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 1 黒のボールペン又はブルーインクで記載してください。

2 1 転勤(再就職)等により異動後の勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)のある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号		12-34567		※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号		1234			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)		円 1,200,000	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長		月分で納入		控 除 社 会 保 険 料 額 円 60,000	

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き 続き特別徴収を行う場合には、「個人 番号」は、前勤務先では記載しないで ください。		徴 収 予 定	
		徴収予定 月 日	徴収予定額 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円
異 動 者 印			円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、
次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
給与の支払が不定期 (毎月の支払が毎月でない)	
※市町村記入欄	

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)
とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		98-76543	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号
フリガナ	マルバツフンサン カブシキガイシャ		
氏名又は名称	〇×不動産 カブシキガイシャ		
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎		
課・係		庶務課社員係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要
氏名		特徴 進	
電話		111-111-1111 (内線 222)	

【提出先】 〒▲▲▲-▲▲▲▲▲ ●●市●●●● ▲丁目▲番▲号 ●●市役所●●部●●課●●係

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3 2 1 黒のボールペン又は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

御注意